

# 反障害通信

12. 10. 21

39号

法制度の少しずつの前進ということは可能なのか

—パラダイム転換が必要ということの関係で—

パラダイムということばは「基本的考え方の枠組み」とか訳されています。そのことは認識論的、世界観的転換という意味も孕んでいます。わたしはそのようなところに限定して使ってきたのですが、通常は、そこまでも至らない、発想の転換や反転というようなところでこの言葉が使われています。

そのことで、現在の障害問題、「障害者福祉施策」の現況を押さえてみます。

少しずつ法制度を改正—獲得していくということ

『福祉労働』の最新号(136号)に新田勲さんが自立支援法を巡る攻防を書いてくれています。また、差別禁止法の攻防を太田修平さんが書いてくれています。その中で、厚生労働省や内閣府の役人たちが、「障害者」サイドから出される案—要求を無視して法案を出してくる、それでも「少しずつの前進」という事は獲得しているという論理になっているのではと感じていました。

で、どうも分からないのです。民主党政権になって政治主導のかけ声のもとで作られた(政治主導は見事に破綻したという事例でもあるのですが)「障がい者制度改革推進会議」での議論を見ていると、そもそも障害問題に関する押さえ方がおかしいのです。例えば、「障害者基本法改正」の議論をしていて、内閣府の役人が、「障害の社会モデルに沿った基本法の改正」などと言っているのですが、その「改正」された条文を見ると、とうみても医学モデルの枠内での条文なのです。そもそも「障害の社会モデルは医学モデルからのパラダイム転換の内容をもっている」と言われていることでとらえかえすと、みじんもパラダイム転換といえることはないと言います。なにも、障害概念や障害規定の問題を持ち出さなくても、以前からあった「権利としての福祉か恩恵としての福祉か」の攻防としてとらえれば、いまだ「恩恵としての福祉」の枠組みから脱し得ていないのです。だから、そのことを巡って徹底的に批判しきり転換しないかぎり、「恩恵としての福祉」の枠組みから脱し得ないのです。「恩恵としての福祉」—パターナリズムから抜け出せない限り、「障害者」の存在が否定的にとらえられること—障害差別から抜け出せないのではわたしは押さえています。

で、このことをもう少し丁寧に書いてみます。そのことは国連の機関であるWHO(世界保健機構)の障害規定のICF(国際生活機能分類)やそのことをベースにして進んだ「障害者権利条約」の障害規定(「権利条約」は「障害規定をしない」と宣言しているのですが、内容的には障害規定は出ています)で、「医学モデルと社会モデルの統合」とか、「相互浸透」等という意味不明のことを言っている混乱に端的に表れています。このことを、法律

論議の「恩恵としての福祉」批判になぞらえてみると、「権利としての福祉と恩恵としての福祉の統合」とか「相互浸透」などという論理がありえるのでしょうか（役人たちの頭のなかでありえるとしてもパターンリズムを批判している「障害者運動」サイドにおいてありえないことです）、どちらかという問題のはずです。「障害の社会モデル」も過去の医学モデルを廃棄し、「社会モデル」をとるというパラダイム転換として突き出されていたことを、パラダイム転換といわれている内容のことを一遍も押さえ得ず、意味不明の「統合」とか「相互浸透」とか言い出したのです。そのことを、わたしは『福祉労働』121号への投稿文の中で書いたのですが、天動説から地動説へのパラダイム転換を突き出したクーンの提起をおさえれば、明々白々です。天動説と地動説の統合などあり得ないので、天動説をうち捨てて、地動説を出したのです。そのようなとらえ返しがまったくないままに、意味不明の議論、いや、むしろちゃんとした議論もないままに、一方的な官僚たちの論理押しつけに屈服させられている現状があるのではないのでしょうか？

一体何が前進しているのでしょうか？「障害者福祉」は(そもそも福祉という考え方自体が)いまだにパターンリズムから抜け出せていないのです。

少なくとも、以前からなされていた「恩恵としての福祉から権利としての福祉」への転換という議論が必要だし、そのためにも障害規定から、とりわけ「社会モデル」の議論をきちんと押さえる作業が今こそ必要なのでないのでしょうか？（わたしはそれなりに整理して『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』で提起しています。）

### 教育の選択権という発想

さて、このパラダイム転換ということを教育の問題から考えてみます。

今、教育ということで、選択権ということで「少しずつ変わっている」というようにとらえられていることが出ています。

これは、わたしは日本の官僚たちが「障害児教育」を原則分離から西欧的な実質分離に転換させようとしていることだと押さえています。

差別的状況を国の力で「国民」に押しつけるのではなく、「国民」自らに差別的状況に呼応させる、それが「支配の形態としての民主主義」のもっとも進んだ「民主主義」で、パーソン論や安楽死・尊厳死、脳死・臓器移植の先進国としての実質分離に陥った西欧の姿があります。それに対して、「民主主義後進国」と言われてきた日本は、欧米並みに近づこうと、「選択権を尊重する」姿勢をみせてきているのです。

誤解のないように書いておきますが、かつての（わたしの）ように民主主義を全否定する批判をするつもりはありません。民主主義の民主とは、王権に対する民主としてあったし、国家の国民に対する支配—国家主義批判としての民主主義として意味があるのだと押さえ直しています。

で、どうも教育を巡る議論を見ていると、「国が教育を国民に施行する」という発想があり、それをどう選択するか言う選択権の議論になっています。これは何も教育のみならず、全ての政治において然りで、「法制度の施行」ということの「施行」を何の疑問ももたないでわたしも読んでいたのですが、そもそも教育の枠組みも内容も決めるのはわたしたちのはずです。それを間接民主主義で国会に託す、そうすると国家として教育をどうする

のかの議論にすり替えられている。「国家が国民に教育を施す」というところで話が進み、選択の主体はどこかという議論をしてしまっているのではないのでしょうか？ 選択以前に「政治」の枠組みも内容も作るのはわたしたちのはずです。

教育というものの考えの枠組み—パラダイムから転換していくことが必要になっているのではないかと思います。そうでないと、まさに単に原則分離から実質分離が変わって、差別的状況はほとんど何も変わらない、排除型・分離型の差別から「選択権」ということで、自己責任を宣称する抑圧型への差別の転換がそこで進むだけではないかと思えるのです。

### 障害の社会モデルの意味と意義

これらのことを進めるのに大きなターニングポイントとして現れたのが、「障害の医学モデルから社会モデルへのパラダイム転換」だったのです。

ですが、「社会モデル」批判が「個人の経験を捨象している」という、モリスらのフェミニズム障害学からの批判などが出るに及んで（モリスのフェミニズム障害学については、この号の最後の「断章」でとりあげます）、そのことの提起自体は大切な内容で、それから更に議論の深化が勝ち取れることだったのに、その議論深化は表舞台では停止したままです。そして、ICFの意味不明の統合論や権利条約の障害規定のたなあげという事態に至っています。

いまこそ、議論を深化し、パラダイム転換の推進を訴えます。

(み)

### HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 39号」アップ(12/10/21)

◆三村出版本に対するオープンな批判・意見をこのホームページに掲載していきたいと思っています。とりあえずリアルなやりとりをブログでやりたいと思っています。「対話を求めて」というカテゴリーを作りました。そこの「本を出版しました」にコメントという形で応答して下さい。もちろん連絡さきにメールくださっても構いません。メールをされない方は携帯に **090-9857-3431** に連絡ください。

### 読書メモ

スピヴァクの本を読んでいたのをお休みして、障害と原発問題を挟みました。挟むというより、むしろ戻したということなのですが。

先に、積ん読している障害関係の本を一挙に読みたいのですが、スピヴァクを押さえておきたいので、今回はスピヴァクに「戻します」。

それにしても積ん読が高くなって、少々あせりぎみです。

・『障害学研究 8』生活書院 2012

障害学会の機関誌、年に1回の学会の報告をかねて毎年出されています。8冊目になります。

最初の特集は、「愛知における障害者運動」特集、第8回学会のシンポジウムの記録です。めずらしい企画です。発達保障論の「ゆたか福祉会」、全障連の集会に参加していた「わっぱの会」、DPIの議長をしていた山田さんの「AJU 自立の家」3団体のコラボです。

こういう組み合わせのシンポはほとんどありえなかったのですが、そもそも労働ということでのシンポとして成立したのかもしれませんが。この雑誌も書かれています、愛知の特徴として青い芝の運動がない、自立生活運動がないということがあがるようです。そのあたり、愛知の「障害者運動」が労働を軸にして展開されているということから来ているのかもしれませんが。

さて、ぶっちゃけ話をしてみます。以前、全障連大会の労働分科会に参加したとき、シンポジストのひとりが「わっぱの会」のここでもでている齋藤さんでした。そのときのシンポジストがみんな非「障害者」でした。さて、ここで「AJU 自立の家」の山田さんは当事者で、当事者主体を突き出しています。ですが、「障害者の社会参加」というところでの、しかも労働を巡るところでの当事者主体です。労働ということをもとにとらえたところでの突き出しです。青い芝や自立生活運動は介助を軸にして活動してきたので、労働ということに対してはもっとラジカルな提起をしていました。たとえば「労働は悪だ」「介助を受けるとき腰を上げるのも労働だ」という提起です。「AJU 自立の家」にも、労働ということ自体に対する問いかけがあるのかも知れませんが、むしろ、起業的に秀でた「障害者」として、労働への掘り下げが後ろに退いています。そういう労働に特化したところで役所も巻き込んで3団体のコラボの可能性もあり、一方で自立生活運動の団体がない、青い芝もないみたいなことがあるのかもしれませんが。そういうところで参加型で進んでいるのであって、告発型の青い芝とは違いが出ています。さて、このシンポには障害学サイドからのコメンテーターがいて、その発言として、「ゆたか福祉会」→「わっぱの会」→「AJU 自立の家」という図式で運動が進んでいると出しながら、必ずしも「わっぱの会」は「AJU 自立の家」よりも「遅れている」とは言えないとしています。このあたりは歴史的には告発型の運動が退く中で、参加型の運動が軸になっているという時間軸での進展があるようなのですが、そのあたりは参加型と告発型をどうとらえるのかの違いではないかと思えます。必ずしも前後の問題でも、そして対立的概念でもないのですが。その中で労働を巡るコミュニティのあり方問題として、齋藤さんたちのイタリアのアウトノミア的などころと共鳴する活動は興味深く、またデンマークよりも自分たちが「進んでいる」という自負にも共鳴するところがあります。また山田さんたちの活動は、単に参加型ではなく、新しい関係あり方ということも含んだ起業で、べてるの家にも通じる興味深さがあります。しかし、どうしてもいわゆる「重度の障害者」がきりすてられているのではとってしまうのですが、どうなのでしょう？

さて、他の論攷にもふれておきます。震災の中で現地で活動していた青い芝の古くから

の活動家白石さんを迎えてのシンポ、エッセーでの各論的にほりさげた論攷など、障害学の広がりや各論的な深まりを感じる論攷も出ています。

この号から杉野さんが編集長になったようで、書評が多くなっているようです。

わたしが既に読んでコメントを『図書新聞』に投稿した本もいくつかあり、改めていろんな議論ができたらとっていたりしています。

たわしの読書メモ・・ブログ 214

・『**情況 2012年 06月号 3.11 福島集会から 4月再稼働阻止の闘い、沖縄、経済特集**』**情況出版 2012**

・『**情況 2012年 08月号 放射能汚染特集**』**情況出版 2012**

継続している原発関係の学習です。他の興味深い論攷もあるのですが、とりあえず、原発特集だけです。

前者は、マスコミには取り上げられない中で、根強く反原発や脱原発の運動は続いていて、その中で大飯原発再稼働反対運動を取りあげています。わたしももっと外に向かって発信していかなければと思っているのですが、学習させてもらっているところにとどまっています。もっと取り組みたいと思っています。

後者は、放射線汚染の現況を詳しく述べてくれています。マスコミはこのあたりのことをほとんど取りあげていません。わたしもこれほどの被害が出ているとはとらえられませんでした。

以前、原発事故の収束に高齢者の犠牲的参画をというような提起があり、わたしはどうもおかしいと、高齢者差別的な内容を指摘していたのですが、そのような提起をしなければならぬ危機感があり、現況の放射線汚染や、そして放射線廃棄物の処理や原発の解体に伴う放射線汚染がそこまで巨大なものになっているという状況が来ているという提起です。事故以前の基準で労働者の放射線被害を出さないようにするには、徴用制をとらなければならないというようなところまで来ているという提起です。

それにしても、原発を維持しようというひとたちは意味不明な発言をしています。「今回の事故の放射能で死んだひとがいない」というような発言がありました。これは現実には、津波で孤立化したひとの救出が原発事故でできなくて死んだひとがいるというところで、そんな話ができるのかという問題があるのですが、そもそも放射能被害は晩発性としてでてくるということを押さえると詭弁以外のなにものでもありません。

過去の原発推進派と反対派の論争がインターネットのユーチューブで録画が流されていて、そこでの推進派の「原子カムラの東大論法」というような指摘が出ています。詭弁を弄することも、サクラを配する中で、肩書きをふりかざし自信をもって大きな声で主張すると真実としてまかり通るというようなところで、安全神話が作られてきたようです。

そのような推進派の現在的な詭弁のひとつに、今回の原発事故の4号炉は稼働中でなく、燃料プールに置かれている物が爆発した、どうせ危ないのなら動かして使おうとかいうおそろしい話をしている推進派のひとがいます。使えば使うほど放射線廃棄物が増え、廃炉の際の被害も増えていくという自明なことがどうも分からないようです。

大飯原発が再稼働し大間原発の建設続行を容認しようという動きも出ています。

一体、事故の教訓はどこに行ったのでしょうか？

事故が起きたら、とういうより、既に起きた事故にどう責任をとるのでしょうか？

責任もとれない発言を繰り返し、それを流しているマスコミ、それを多くの人たちが（わたしもかつてそうだったのですが）受け流している状況、どうしても理解できないのです。

たわしの読書メモ・・・ブログ 215

・『季刊福祉労働 136 特集 障害者虐待防止法と権利擁護』現代書館 2012

今年 10.1 施行された「障害者虐待防止法」の特集です。

虐待防止法をいろんな角度からとらえようとしています。

概観と背景、権利条約との関係、防止センターのとらえ返しの論攷があり、欠落していることのとらえ返しとして、医療と教育における虐待を押さえていない、ということが指摘されています。

防止法自体が有効に働くのかということで疑問が呈されています。

このあたりは刑法での厳罰化が犯罪抑止力になるかという議論にも通じることです。

長く「障害者」の刑事事件で弁護をしてきた副島弁護士の「障害者」が「起こす犯罪」と「障害者」が受ける虐待の表裏の関係という押さえに共鳴していました。虐待・体罰の研究において、親の虐待が自らが虐待を受けた被害者であるという問題も含め、また施設における虐待が福祉の貧困の中における厳しい労働環境の中で起きてくる問題など、差別の構造が虐待を生むという事を押さえ、さらに、そもそもなぜ虐待が起きるのかというとらえ返しが必要です。そのことは差別の反作用としての「障害者」が「起こす犯罪」の問題にもつながっていきます。

もうひとつ、「障害者」への虐待は、障害観の問題が大きなこととしてあります。ここからの攻めが必要なのだと改めて考えています。

さて、このことは特集とは別の法案作成の問題にも通じていきます。

この間、「障害者」当事者を中心にした審議会などの議論が無視されて、官僚の案が通っていく現状があります。そのことを「障害者運動」サイドとして妥協を重ねながら少しずつ制度を獲得していくしかないという意見になっているようです。しかし、そもそも問題なのは、そういう少しずつということが成立するののかの問題があります。例えば、「障害者福祉」に関する裁判が、最終的に「恩恵としての福祉か権利としての福祉か」というところで、裁量権として結局「恩恵としての福祉」にとどめられてきた歴史があります。これは少しずつということではなく、パラダイム転換の問題であり、そして「医学モデルの障害観か社会モデルの障害観か」というまさにどちらのパラダイムをとるかの問題なのです。内閣府の役人が、「障害者基本法」の「改正」を「社会モデルに基づく改正」などと言っていたのですが、そもそも「社会モデル」のイロハも理解していない戯れ言といか言いようのないことです。改めて「社会モデルの意味と意義とは何か」の議論を押さえ、役人たちの「恩恵としての福祉」から抜け出せない障害観の根拠になっている医学モデル批判を為していく必要があると思っています。

そのことは障害観やその障害観に基づくパターンリズムに収束された福祉政策が虐待を生む差別の構造を維持・増幅していることにも通じています。だからこそ、医学モデルから「社会モデル」－関係モデルへのパラダイム転換が必要なのです。このパラダイム展開ということが理解されないのです。ICFも権利条約も医学モデルと「社会モデル」の統合とか相互浸透とかとういうことを唱えています。ですが、「恩恵としての福祉と権利としての福祉の統合」とか「相互浸透」ということがありえるのでしょうか、このことからパラダイム転換ということをとらえ返せませす。

さて、青い芝への論攷の続き、荒井裕樹「戦後障害者運動史再考（下）－「青い芝の会」の「行動綱領」についてのノート－」についてのコメントを残します。

青い芝の活動と日本国憲法との関係という項から（下）がはじまっています。わたしはそもそも「問題解決の途を選ばない」という突き出しをしているので、これまでの権利獲得運動とは違った告発型の運動、政治を否定する生存をかけた活動というところでたてられた「政治」（運動を否定した「運動」）なので、憲法論議などでてこないのではないのでしょうか、むしろパターンリズムから抜け出せない憲法・政治を青い芝は批判していたのではないかと思うのです。そもそもそんな論じ方はしないと思うのですが、青い芝の思想性をとらえ返して敢えて口にすると、そもそも権利があるとかいうことにも、「あるとかとないとか言われる筋合いのことではない」というラジカルな批判がでてくるのではないかと思うのです。

青い芝のとりわけ横田さんの思想からいうと、ひとことでいえば荒井さんも書いているように「健全者幻想との闘い」ということではないかと思うのです。

さて、青い芝のとりわけ横田さんの「共生の否定」のことにふれてみます。

どうも、共生の否定の根拠として、わかり合えない事があり、その根拠としてコミュニケーションのとりにくさという「言語」と介助なしに生きられない「身体」のかさなりというようなことが出ています。たしかに、わたしも自らの立場で「吃音者」の独特の心理は「吃音者」にしか分からない」というような思いにとらわれたりします。しかし、そもそも十全にわかり合うなんてことはほとんどありえないし、そして、むしろ自分のことがわからないという事態もあるし、分からないから共生できないということに直結しないのではないかとも思えます。

そして、わたしは青い芝の活動はそしてとりわけ横田さんの活動は、サルトルが発したとかいう「絶望からすべてが始まる」ということばに端的に表れてある、として押さえていました。そもそも、運動というものは絶望から始まるものだとも思います。しかし、その絶望の中身がどうも違うようなのです。

横田さんの絶望は差別はなくならないという思いからきているのではないかと思ったりしています。それはニワトリの突っつきの話に端的に話にも表れています。ニワトリには順位制のようなことがあり、一番弱いものを作り出しそれを突っつく、そしてその突っつかれていたものがいなくなると次の突っつかれるものを作り出すということです。この話には二つの意味があります。ひとつは、差別的な関係は相互関係で、差別をするものは状況が変われば、今度は自分が差別されるという警句的なこととして表していること（このこ

とはじめの構造とかにも端的に表れています)。もうひとつは、これは生物界の掟の様なこととしてとらえていて、ひともヒト—生物学的存在であるかぎり、そのことから抜け出せないという論理に陥っているのではないのでしょうか？ 後者のことは、どうも突っつきのようなことを差別がなくならないということの事例として突き出しているのではないか、もしくはその自覚的意図が無くとも結果そのようなところにとらわれていると。これはいわゆる障害の医学モデルや生物学的決定論に通じることにもなっています(わたしはニワトリの突っつきは飼育されている動物に起きていて、自然界の掟—生物界の掟としていえることではないと思っています。飼育されることは囲われる事に通じることで、囲うことと差別の関係について、わたしは考えています。・・・『反障害原論』第6章2節)。さて、共生の否定は青い芝のひとたちがマハ・ラバ村という仏教的共同体を形成し、そこから青い芝に流れて行ったということの中で、仏教の思想の宿業論(※1)的なことへのとらわれとしての(この世での)絶望があったのではないか、そのことにつながって差別はなくならないというとらわれになり、共生の否定にもつながったのではないかと思えるのです。そもそも宗教は現世ではなく、来世に救いを求めるということが、問題解決の途を求める運動への忌避ということにもつながってしまうというのは、わたしの論理の飛躍でしょうか？

さて、今『福祉労働』には他にも特集以外で論攷が出ています。制度や法に関することですが、その中で気になったのは、妥協を重ねつつも、少しずつ獲得していくという論理です。そのようなことは成り立つのかということですが。

たとえば、福祉関係の裁判では、最高裁までいって憲法論議になると「恩恵としての福祉か権利としての福祉か」というところで人権派の弁護士さんたちは論戦にしようとするのですが、最高裁はその辺の判断は回避しつつ、裁量権という論理を持ち出します。これは結局「恩恵としての福祉」という判断になってしまっています。このあたりはそもそも ICF や権利条約を通じて、障害概念のとらえ返しが、医学モデルと「社会モデル」の統合とか、相互浸透とかいいつのり、結局、医学モデルの範疇から抜け出せないでいる構図に通じることです。この間役人たちがいろいろな議論を無視して自分たちが作った法案を押しつけてきています。そのことが端的に表れているのは、改革会議で障害者基本法の「改正」案を「障害の社会モデルに基づいている」と言いつのり事に端的に表れています。どう考えても医学モデルのくびきからぬけだせていないのにです。そもそも「社会モデル」に基づく法律などどの国の差別禁止法や他の法律を見ても皆無なのです。

わたしはパラダイム転換という言葉を持ち出して、障害概念からきちんととらえかえそう、「障害の社会モデル」の意味と意義をとらえ返そうと提起しています(この論攷と重複しつつ今号で巻頭言で展開しています)。権利条約に関する本に関するコメント(「長瀬修／東俊裕／川島聡『障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院 2008 から「障害者の権利条約」を読む)で、パラダイム転換ということで、クーンを持ち出して地動説と天動説の統合などあり得ないと書き、『福祉労働 121』に投稿しました。これは、「権利としての福祉と恩恵としての福祉の統合とか、相互浸透とかいう論理は成り立つのか」(※2)ということでも言い表せます。



このあたりは、障害の社会モデルの意味と意義をとらえ返す作業としてすすめる必要があるのではないかと提起し、とりくんでいきます。

#### ※1

(宿)業論で「親の因果が子にたたり、障害として表れる」というような差別的な言説があるのですが、それはそのような主張をする宗派や布教者の問題であり（「脅迫宗教」と言える類）、(宿)業論自体が障害差別的なわけではないのではないかと思います。ただし、(宿)業論は現世では解決できない問題として(宿)業論を出しているわけで、差別を業としてとらえ、差別は無くならないという論理に陥りがちで、運動自体の否定にもなりかねません。

#### ※2

このあたりは、スターニスト「共産党」が、「一国社会主義の建設が可能だ」としつつ、市場経済を導入しつつ、社会主義国だと言いつのることにもなぞらえることができます。それは資本主義でしかないことは明らかです。医学モデルと「社会モデル」を統合しようとしたら、それは医学モデルになってしまうのではないのでしょうか？

たわしの読書メモ・・・ブログ 216

#### ・荒井裕樹『障害と文学—「しのめ」から「青い芝の会」へ』現代書館 2011

『福祉労働』136 に連載されていた荒井論文関連で、積ん読していたこの本を急遽挟みみました。

二人の人物に焦点が当たっています。「しのめ」を中心に担っていた花田春兆さんと、青い芝の行動綱領の起草者横田弘さんです。

さて、「しのめ」と青い芝の関係はわたしも一応知っていたし、横田さんが「しのめ」の同人で詩人でもあり、その詩人としての感性が行動綱領に深く影響を及ぼしているという指摘もあります。

マハ・ラバの共同生活が青い芝の転換に大きな意味をもっていたことはわたしも押さえていたのですが、その転換の前史というべき「しのめ」の活動をおさえていず、むしろ否定されたそれまでの青い芝の活動というようなとらえ方をしていたのですが、荒井さんのこの本を読むと、新しい青い芝の転換の前史としてのマハ・ラバと「しのめ」というような押さえ方になっていきます。ふたつの源流からの新しい青い芝の出発という内容です。これほどまでも文学と「政治的な」(政治を意識したのではなく、生きる闘いが政治的であってしまう)活動が結びついているということをこの論攷は明らかにしてくれています。

社会から隔離され、幽閉とでも言うべきCP者のおかれた状況から文学を通して、つながりを求める「しのめ」の活動があり、それが青い芝の活動につながっていたということが書かれています。

また、母への思いがマハ・ラバ活動以前の横田さんに強いのですが、そのことを反転させた母への思いの裁ち切りというか、母の抑圧への告発のようなことが、「われわれは愛と正義を否定する」と愛を否定したことにもつながっていて、そこでもその底にある母への

思いはあるのでしょうか。

わたしは文化の領域も苦手にしてきたので、疎かったのですが、その意味で大きなインパクトを受けた論攷です。

たわしの読書メモ・・ブログ 217

#### ・五木寛之『私訳 歎異抄』東京書籍 2007

『福祉労働』136 に連載されていた荒井論文関連で、横田さんやマハ・ラバ村から出た青い芝のひとたちに影響のあった親鸞の思想を押さえておきたいと読みました。

『歎異抄』は親鸞の弟子の唯円が親鸞の教えを正しく伝えようと言われたわかりやすい書です。この本はそれを更に作家五木寛之がわかりやすく意識的に翻訳したものです。後ろに原典と学者の解説がついています。

親鸞の思想には平等思想があり、悪人正機説という反転とでもいうべき発想があります。被差別者の間で広まった宗教として親鸞の思想を一度は押さえておきたいという思いをもっていて、やっと読んだというところの本なのですが。

青い芝の活動には、「重度の障害者」を基準にして方向性を出していくことがあるのも、この悪人正機説的なことの影響があるのかもしれないと思っています。

仏教と差別の問題の関係では、宿業論ということが差別の固定化と拡大に持った意味というところでの批判があります。

しかし、わたしはそもそも業のひとつに「障害」を入れたのが間違いで、また、障害差別的な「宿業論」で持ち出される「親の因果が子にたたり・・・」という表現自体が業論をとりちがえているのではないかとも思えます。そして、宗派の(宿)業論自体に障害差別において差別性があるのかどうかはその宗派の障害観の問題ではないかとも考えています。

ただ、業論自体がこの世では業はなくならないという発想になっていて、その論理では、差別はひとの業であり、差別はなくならないという発想につながっていくのではないかと思えるのです。そこからは、現実(現世)の変革を求める運動は出てきません。青い芝の「われわれは問題解決の途を選ばない」という項に、そのような宗教的な影響が出ているのではとも思っています。ただし、キリスト教でもそうですが、解放の神学などという宗教的には異端の宗教として、現実の変革運動は出てくるのかも知れません。親鸞の浄土真宗も一向一揆など現世にコミットしているからです。なぜ異端かというと、神の掟、神への愛が最優先されるのに、神のもとにいくことが最優先されるのに、そうではなくて、他のことたとえば隣人愛のようなことや生存の闘いのようなことを突き出して、「神や仏の掟」に反するようなこともしているからです。

もうひとつ、書いておきますが、親鸞の思想は極楽浄土に行くにはどうすればいいかというところで、ナムアミダブツをただ唱えるところというところでの、信じる者は救われるというところで、自分が極楽浄土に行くということ自体を大命題にしていくと、エゴイズムにおちいるのではないかと思えるのです。

自分が極楽浄土や天国に行くということを最優先にして、他者をダシにする(利用する)様な構図があります。自分が地獄に堕ちても、他者のために何かする「自己犠牲」という

ようなことは出てきません。

実はわたしはカトリックの家庭に生まれ、その教義を教え込まれてきました。その中で「尼僧ヨアンナ」というポーランド映画がカトリック界で物議をもたらし、まさに宗教の根幹にあるようなこととして考え込んでいました。ヨアンナというシスターが悪魔に取り憑かれたのを救うために、神父が無垢の(罪を犯さない)ので天国に行ける者として「知的障害者」を殺し(これは究極の利用主義として批判することですが、宗教的には神のもとに行くことが究極の幸せとなるので、利用主義という意識が出てこないのかも知れませんが)、ヨアンナにとりついた悪魔を自分の中に引き込むという話です。これは神との関係、神の掟を最優先させることなのに、他者を救うために、自分が地獄に墮ちることを厭わないというまさに宗教的には異端なのです。さて、何を問題にしているかという、横田さんは健常者エゴイズムとか、障害者エゴイズムとか言うようなことを突き出しているのですが、これは業論からきている、キリスト教でいえば原罪論から来ているのですが、そもそも宗教のまず、自分が極楽浄土に行く、天国に行くにはどうするのか、という事から出発する、そのことの中に宗教自体がエゴイズムをもってしまおうという問題があります。実はエゴイズムか自己犠牲かという二者択一の問題ではなくて、関係を押さえたところで、共同の利害というところから、エゴのぶつかり合いでない、現実の問題をどう解決していくのかの道筋がでてくるのではないかと思うのです。宗教的なエゴを業としてとらえるところから、そのような道、それは共生ということに通じる道を閉ざしてしまっているのではないかと考えたりしています。

もっと根本的なことをいうと極楽浄土や天国を前提にした論理自体を信じられないひとには無だということがあります。

親鸞の思想には平等思想があり、反転の思想もあり、共鳴できる面もあるのですが、業論としてのエゴイズムや自分が極楽浄土に行くにはどうするのかというところでエゴイズムへのとらわれるところから、共生の否定や運動の否定につながっているのではないかと、宗教の影というようなことをとらえ返しています。平等思想的な救済というところが逆に自分が極楽浄土に行くというところに特化した宗教としてエゴイズムへとらわれていく諸刃の剣的な性格があるのではと思うのです。

もうひとこと、余談的になりますが、「われわれは愛と正義を否定する」というところの愛の否定は、性愛や親子愛のようなことよりも、優先する愛、神への愛や知への愛を仏教がおいているところから、来ているのではないかということを描いてくれるひとがいました。どうなのでしょう？ 確かアガペーということばの記憶とともにどこかで読んだようなかすかな記憶があります。一度たぐって見ようと思ってもいます。

宗教ということベースにするとどうなるかというところで、わたしは疑問を持っています。

業論はにわたりの突っつきの話と結びつき、生物学・自然モデルの障害の個人モデルにもつながっていきます。そのあたりは今日の「社会モデル」・関係モデルが出てきていることから、どうとらえられるのでしょうか？

わたしの宗教論が表面をなぞっただけになっているのかもしれない。是非宗教をもたれているひとたちから批判を仰ぎたいと思っています。

『反障害原論』への補説的断章（14）

## フェミニズムの議論の蓄積をとらえかえした、フェミニズム障害学の創出を

### —モリスらのフェミニズム障害学のフェミニズム僭称批判—

イギリス障害学のオリバーらの「社会モデル」は、「障害者」の間で、自らが存在を否定されることへの批判の根拠として広がりをもとうとしていました。そのことへの揺り戻しのひとつとして、フェミニズム障害学のモリスらのオリバーらへの「障害の社会モデル」批判があります。実は、モリスの本は引用的にしか翻訳されていず、わたしは「語学力」の問題でモリスをちゃんと読めていません。原典をとりよせ、英語学習をしながら読んでいこうとしたのですが、破綻しています。とこかで、翻訳の作業が進んでいるかもしれせんし、私訳をもたれているひともおられると思います。是非批判をもらいながら、論的深化を共有化できればと願っています。

わたしは障害ということをとらえかえす中で、反差別運動で「障害者運動」に先行したフェミニズムの理論をおさえ、そこから多くのことを吸収し、そのことを自らの論攷に活かしてきました。一時期はフェミニズム関係の本が障害関係の本よりも多いという時期もあった位です。そして、わたしの出した本のなかにもフェミニズムの議論を援用しています。そのような立場から、フェミニズム障害学をとらえ返してみます。

モリスの指摘は、反差別の運動は個人の被差別の体験から出発するという当然のことを言っている、改めてそのことを強調したという意味では当然の主張なのです。また、そのような意味で、オリバーが「社会モデル」で *impairment* をかっこにくくった事への批判もまた当然のことです。問題はこれまでのフェミニズムの議論の蓄積をとらえかえさないまま、フェミニズム障害学を名乗ったことではないかと思えるのです。たとえば、かっこにくくった事への批判としては、括弧を外して、インペアメント自体をきちんととらえ返そうという提起もできたはずですが。

そのことはフェミニズムにおいては、ポスト構造主義の脱構築概念で展開されて、ポスト構造主義フェミニズムの流れとして出てきています。障害学ではインペアメントの脱構築という展開になることです。そのようなことも実際モリスらの批判を受けた後で、版を重ねた、ジョン スウェイン/サリー・フレンチ/コリン・バーンズ/キャロル・トーマス編著『イギリス障害学の理論と経験—障害者の自立に向けた社会モデルの実践—』明石書店 2010 の中での、脱構築概念を突き出しての論攷として現れてきています。そのことにモリスは現在のどう応答しているのでしょうか？

また、フェミニズムの有名な標語に「個人的なことは政治的なこと」ということがあります。どうもモリスの「社会モデル」批判は「個人的なことはあくまで個人的なこと」ということになってしまう危惧をわたしは抱いてしまいます。もっと問題を整理する必要があります。

いったい、モリスはフェミニズムのこれまでの議論をどう押さえているのでしょうか？

そして、ポスト構造主義の流れからの展開だけでなく、わたしは差異論をおさえたところで物象化批判という流れがフェミニズムにも援用できないか、その流れを生み出せないかと考えています。

そのようなこととしてフェミニズム障害学のいつもの流れが出てくる可能性ということがあると思うのです。そういう意味で、改めてフェミニズム障害学自体を問うて欲しいのです。

今、「女性障害者」サイドからの障害学の論攷も出てきています。その中で、障害や性ということ自体をとらえ返す論攷をとも期待しています。わたしも参加したいと思っています。

## 時局川柳（5）

バタバタしていて、川柳のイメージが枯渇化しています。このようにして風化させられてきたのかと戒めつつ

風化阻止反原発の灯をかかげ

領土問題で自分の国のものだという主張はどう考えてもおかしいのです。植民地支配のどさくさに自分の国の領土と宣言したことで、それはアメリカ大陸で先住民を追い出していった論理と同じような論理なのです。そのうちチャント書きます。まず一句

列強の植植民地化と同じこと

### （編集後記）

◆バタバタしてて、「通信」の発刊をもう少し遅らせようかとしていたのですが、遅らせると半月遅れるので、滑り込ませました。後日訂正の必要が出てくるかもしれません。訂正は2週間後になります。東京と関西を行き来していて、東京でホームページ更新している関係です。ソフトをいじって、何とかしようとしているのですが、なかなか技術が身につきません。

◆巻頭言は、読書メモを考えながら、まとめたこと、かなり重なっています。とりあえず二つともそのままに。

パラダイム転換のことを書くと、いつもわかりにくいとの批判を受けるのですが、分かりやすい事例をかさねて書きつつも、これはすでに入っているパラダイムにとらわれていることもあるので、払拭してもらおうしかないこともあるのです。

分かりやすい文が書けない開き直りのようなこともあるのでしょうか？

◆読書メモは、読書が行きつ戻りつ状態で、書く方がおさまらばいい状況で、読んでもらう方も、なにやっているのか分かりづらくなっているのですが、まあ、こんな形でしか進まないと思ったりもしています。積ん読がどんどん高くなって、ため息をついています。

◆『反障害原論』への補説的断章』はフェミニズム障害学の僭称批判です。これはフェミニズムをやっているひとたちからの意見をききたいので、外に向かって出していこうと思っています。

◆フェイスブックとツイッターを始めました。『通信』メール送付読者に参加を呼びかけたのですが、フェイスブックとツイッターは、広がり「武者修行」的に使っていこうと思っています。批判はメールでください。

もちろん、オープンな場でフェイスブックとツイッターでの提起・批判も大歓迎です。

◆きちんとした対話をいろんなところから模索していきたいと思っています。いつもいろんなひとから指摘されてきたわかりやすさの希求もなしていきたいと思っています。

■『福祉労働』最新号 136 に「通信」前号の読書メモを編集してもらい「読者の広場」欄に掲載してもらいました。

## 反障害－反差別研究会

新しい出発に関して二項目を追加しました。

### ■会の性格規定

今、「障害」という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」をとらえ返し、更に、「障害とは関係性の中で、「障害者」に内自有化する形で浮かび上がる」という障害関係論への、障害概念のパラダイム（基本的考え方の枠組み）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方との議論の中で、ともに深化と広がり求めていきたいと願っています。

■会という名で出していますが、まだ個人発の一方的発信の域を出していません。もとより、働き掛け合いとして設定したこと。読者の皆さんが活用して頂けたら、またメーリングリストみたいな形に展開していけたらとも思っています。

### ■連絡先

Eメール [hiro3.ads@ac.auone-net.jp](mailto:hiro3.ads@ac.auone-net.jp)

HPアドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>